

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

39期(1985/昭和60年)

ガラパゴスでも充実していた修習時代

会員 鈴木 清明 (39期)

研修所は、湯島の旧岩崎邸別邸の敷地内にあった。期間は昭和60年4月から昭和62年3月までの2年間で、バブル経済の初期だった。起案はB版縦書きの罫紙に、手書きで行っており、修習は月曜から土曜までで、月額15万円弱の給与を支給されていた。

私の実務修習地は東京で、全体96名が四班に分けられ、私は刑裁、弁護、民裁、検察の順に修習する班に所属し、人数は16名であった。

裁判所、検察庁もそうだが、弁護修習でも、現在のような事務効率化は行われていなかった。書面は手書きないしは和文タイプで作成されており、ワープロも使われ始めていたが、かなり高額でまだそれほど普及していなかったように思う。ファックスもやっと使われ始めたころで、パソコンなどはなく、メールはもちろん携帯電話などは影も形もない時代で、依頼者との連絡は電話か手紙で行われていた。

そんな時代であったが、研修所では、実務家法曹教育を、法曹三者の現役の教官から受けられるということで、毎日が刺激にあふれていたように思う。

実務庁でも大変手厚い指導をしていただいた。

刑裁では、ホテル火災事件、爆発物取締法違反事件などを担当している部に配属になった。科学警察研究所での爆破実験にも立ち会わせていただいた。

刑事弁護では、勾留に対する準抗告申立事件の起案をしたことが印象的だった。指導担当の弁護人と方針を検討し、自宅で、副本のためにカーボン紙を使い、訂正、訂正で半分徹夜のようにして起案し翌日提出した。後日、勾留は取り消されたそうで、原稿を清書しただけのような起案だったのに、お褒めに与かり、大変

うれしく思った。

民裁では、東京拘置所での出張証人尋問の傍聴をしたり、単独法廷で裁判官の隣に座らせていただくこともできた。証拠調べ後の和解に臨む裁判官の考え方を教えていただく貴重な機会にも恵まれた。

検察では、論告求刑のために、犯罪類型ごとの量刑資料など、弁護士となった今では見ることのできないものも見せてもらった。また、大学病院での司法解剖の見学や、競馬場での警察官のスリ捜査など貴重な現場体験をさせてもらった。獲物を狙う眼でも、スリと痴漢では異なるそうで、スリ眼とエロ眼とよぶことなどを教わった。

実務の現場ということで、事件記録の扱い方や、事件関係者に対する態度などについては、大変厳しく指導された。

弁護士志望の者にも、裁判所、検察庁のいずれでも、手厚く指導をしていただいたのは、同じ法曹の道を進む者として将来の法曹界をきちんと担って欲しいとの愛情によるものだったのだと思う。

また、研修所時代の友人は、法曹になるという共通の目的を持ち、法曹三者いずれの道に進む者であっても、互いに、親しくつきあうことができた。同期、同クラス、実務修習でも同じ班、弁護士になっての会派も一緒、互いに結婚式の司会をするという友人に巡り会えたのも、修習生活のお陰だと思っている。

こうして振り返ると、39期はガラパゴスな時代ではあったものの、実務家の方々の愛情と熱意ある指導を少数で受けられたという古き良き修習期だったと改めて思う。